

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二―一五

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一―）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「総合リハビリテーションセンター福祉局長」を「総合
総合

リハビリテーションセンター福祉局長

に改め、同表警察本部の項中「企画調整室

リハビリテーションセンター医療局長」

長」を「企画・国際調整室長」に改め、「植樹祭対策室長」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。